

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
令和6年8月28日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 四国(受)第2400002号
厚生局事案番号 : 四国(厚)第2400004号

第1 結論

訂正請求記録の対象者のD社における平成30年1月1日から令和元年*月*日までの期間の厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)第75条本文の規定による標準報酬月額を訂正することが必要である。平成30年1月から同年8月までの標準報酬月額を26万円から28万円とし、同年9月から令和元年8月までの標準報酬月額を28万円から30万円とし、同年9月から同年*月*日までの標準報酬月額を26万円から24万円とする。

上記訂正後の標準報酬月額については、厚年法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(母)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和59年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 平成30年1月1日から令和元年*月*日まで

私の子(訂正請求記録の対象者)は、請求期間においてD社に勤務していたが、標準報酬月額が給料支払明細書の支払額より低額となっていることを知り、同社から標準報酬月額の訂正届を提出してもらったところ、請求期間の標準報酬月額が保険給付の計算の基礎とならない記録(厚年法第75条本文該当)となっているので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、訂正請求記録の対象者に係る請求期間の標準報酬月額は20万円と記録され、厚年法第75条本文の規定による標準報酬月額は、請求期間のうち、平成30年1月1日から同年9月1日までの期間(以下「期間A」という。)は26万円、同年9月1日から令和元年9月1日までの期間(以下「期間B」という。)は28万円、同年9月1日から同年*月*日までの期間(以下「期間C」という。)は26万円と記録されている。

しかしながら、期間Aについて、E年金事務所が保管するD社から提出された訂正請求記録の対象者に係る賃金台帳の写し、請求者が保管する訂正請求記録の対象者に係る預金取引明細表（以下、併せて「賃金台帳等」という。）及びE年金事務所の回答によると、同社の事業主から届出されるべき資格取得時に係る報酬月額に見合う標準報酬月額（28万円）は、オンライン記録の標準報酬月額及び厚年法第75条本文の規定による標準報酬月額より高額であることが認められる。

また、期間Bについて、賃金台帳等によると、当該期間の標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる平成30年4月から同年6月までの報酬月額に見合う標準報酬月額（30万円）は、オンライン記録の標準報酬月額及び厚年法第75条本文の規定による標準報酬月額より高額であることが認められる。

さらに、期間Cについて、賃金台帳等によると、当該期間の標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる令和元年4月から同年6月までの報酬月額に見合う標準報酬月額（24万円）は、オンライン記録の標準報酬月額より高額であるものの、厚年法第75条本文の規定による標準報酬月額より低額であることが認められる。

以上のことから、訂正請求記録の対象者の請求期間の厚年法第75条本文の規定による標準報酬月額については、平成30年1月から同年8月までの標準報酬月額を26万円から28万円、同年9月から令和元年8月までの標準報酬月額を28万円から30万円、同年9月から同年*月までの標準報酬月額を26万円から24万円に訂正することが必要である。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、賃金台帳等によると、訂正請求記録の対象者に係る請求期間の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より高額であるものの、請求期間の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 四国(受)第2400003号

厚生局事案番号 : 四国(厚)第2400005号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和4年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和40年9月30日から昭和45年5月1日まで

請求期間においてA社に勤務し、厚生年金保険の被保険者として給与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者記録がないので、調査の上、請求期間の年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、請求者の雇用保険の被保険者記録から、請求者が、請求期間のうち、昭和42年6月1日から昭和44年3月1日までの期間において、A社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、請求期間当時のA社の事業主及び経理事務担当者は既に死亡している上、B社は、「A社は、平成元年9月にB社に名称を変更しており、変更前のA社の資料は一切残っていない。」旨回答しており、請求者の勤務実態、厚生年金保険の加入の取扱い及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、請求者がA社の同僚として名前を挙げた者及び請求期間において同社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者のうち、所在の判明した6名に照会したところ、2名から回答が得られたものの、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる陳述を得ることができない。

さらに、請求期間にA社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚について、同社に係る雇用保険の被保険者記録を確認したところ、i) 厚生年金保険の被保険者記録と雇用保険の被保険者記録が符合しない同僚が複数確認できること、ii) 厚生年金保険の被保険者資格取得日が、雇用保険の被保険者資格取得日より3か月から1年11か月後である複数の同僚が確認できること、iii) 厚生年金保険の被保険者資格喪失日が、雇用保険の離職日より3年11か月前である同僚が確認できることから、

同社では必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、請求期間に厚生年金保険被保険者資格を取得している者の中に請求者の氏名等はなく、整理番号に欠番もないことから、請求者の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。